

議案第118号

世田谷区空家等の対策の推進に関する条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和5年11月28日

提出者 世田谷区長 保坂展人

(説明) 空家等対策の推進に関する特別措置法の改正に伴い、区及び空家等の所有者等の責務を改めるとともに、管理不全空家等に係る勧告及び緊急代執行の手続を定め、併せて規定の整備を図る必要があるので、本案を提出する。

世田谷区空家等の対策の推進に関する条例の一部を改正する条例

世田谷区空家等の対策の推進に関する条例（平成28年3月世田谷区条例第19号）の一部を次のように改正する。

第1条中「適正な」を「適切な」に改める。

第3条を削る。

第4条中「所有者等」を「空家等の所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）」に、「適正な」を「適切な」に、「特定空家等」を「空家等」に改め、同条を第3条とし、同条の次に次の1条を加える。

（所有者等の責務）

第4条 所有者等は、その所有し、又は管理する空家等が周辺的生活環境に悪影響を及ぼさないよう、自らの責任における当該空家等の適切な管理及び区が実施する空家等に関する施策への協力に努めなければならない。

第6条第2項中「適正な」を「適切な」に改め、同条第3項を削る。

第8条第1項中「第14条第1項」を「第22条第1項」に改め、同条第3項を削る。

第9条第2項を削り、同条第3項中「第1項」を「前項」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項中「審査会」を「世田谷区空家等対策審査会条例（平成27年10月世田谷区条例第41号）第1条に規定する世田谷区空家等対策審査会（以下「審査会」という。）」に改め、同項を同条第3項とする。

第10条を第12条とし、第9条の次に次の2条を加える。

（緊急代執行）

第10条 前条第2項及び第3項の規定は、法第22条第11項の規定による必要な措置について準用する。

（審査会への諮問）

第11条 区長は、次に掲げる場合には、あらかじめ審査会に諮問するものとする。

- (1) 法第13条第2項の規定による勧告をするとき。
- (2) 空家等が特定空家等に該当すると認めるとき。
- (3) 法第22条第1項の規定による助言又は指導をするとき。
- (4) 法第22条第2項の規定による勧告をするとき。
- (5) 法第22条第3項の規定による命令をするとき。

- (6) 法第22条第9項の規定により、義務者のなすべき行為を自ら行い、又は第三者に行わせるとき。
- (7) 法第22条第10項の規定により、必要な措置を、自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせるとき。
- (8) 第8条の規定により、必要な措置を代行するとき。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。